

各支給認定保護者の皆様

隣保館認定こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第1項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。
（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

隣保館認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和5年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	210,420	210,420	192,730
5月	268,600	215,700	198,010
6月	266,210	213,310	195,620
7月	265,220	212,320	194,630
8月	258,490	205,590	187,900
9月	258,490	205,590	187,900
10月	259,290	206,390	188,700
11月	259,290	206,390	188,700
12月	259,290	206,390	188,700
1月	259,290	206,390	188,700
2月	259,290	206,390	188,700
3月	268,950	216,050	198,360

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	229,780	221,480	144,010	135,710	102,010	93,710	84,930	76,630
5月	229,860	221,560	144,090	135,790	102,090	93,790	85,010	76,710
6月	230,050	221,750	144,280	135,980	102,280	93,980	85,200	76,900
7月	229,960	221,660	144,190	135,890	102,190	93,890	85,110	76,810
8月	229,780	221,480	144,010	135,710	102,010	93,710	84,930	76,630
9月	229,780	221,480	144,010	135,710	102,010	93,710	84,930	76,630
10月	229,990	221,690	144,220	135,920	102,220	93,920	85,140	76,840
11月	229,900	221,600	144,130	135,830	102,130	93,830	85,050	76,750
12月	229,810	221,510	144,040	135,740	102,040	93,740	84,960	76,660
1月	229,810	221,510	144,040	135,740	102,040	93,740	84,960	76,660
2月	229,810	221,510	144,040	135,740	102,040	93,740	84,960	76,660
3月	247,370	239,070	161,600	153,300	119,600	111,300	102,520	94,220

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途235×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,700を追加。